

兵庫県エリアマネジメント団体認定制度実施要綱

令和 7 年 12 月 19 日

まちづくり部都市政策課

(目的)

第 1 条 この要綱は、県内において、エリアマネジメントに関する高度なノウハウを持ち、積極的にエリアマネジメントに取り組む民間団体を知事が認定する制度について必要な事項を定めることにより、エリアマネジメント団体の自立的かつ持続的な活動の促進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エリアマネジメント 地域や社会のために役立つことを意識し、特定の地域で、空き家や空き店舗等（以下「空き家等」という。）の空間資源をリノベーション等によって新しい役割を与え再生すること等（以下「空き家再生等」という。）により、収益を得ながら、地域課題の解決や地域価値の向上を図る活動をいう。
- (2) エリアマネジメント団体 エリアマネジメントを実施する民間団体をいう。
- (3) まちづくり会社 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする公共性が高い会社（株式会社、合同会社等を含む。）をいう。
- (4) エリアビジョン エリアマネジメント団体が活動区域の将来目指すべき姿をまとめ、その実現のための空き家再生等の取組を示したものをいう。

(認定の申請)

第 3 条 次に掲げる基準を全て満たすエリアマネジメント団体は、認定申請書（様式第 1 号）を知事に提出して、次条第 1 項の認定を申請することができる。

(1) 次に掲げる法人であること。

- ① まちづくり会社
- ② 一般社団法人(公益社団法人を含む。)
- ③ 一般財団法人(公益財団法人を含む。)
- ④ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人

(2) 原則、3 名以上で構成される団体であること。

(3) 県税の滞納がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これらの暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。

2 前項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）は、市町長を経由して行わなければならない。

3 市町長は、前項の場合において、遅滞なく、その認定申請書に意見書（様式第2号）を添付して知事に進達しなければならない。ただし、認定申請が第1項の条件を具備しないと認めるとき又は次条の規定に違反していると認めるときは、その認定申請を進達しないで却下することができる。

（団体の認定）

第4条 知事は、認定申請があった場合において、認定申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を兵庫県エリアマネジメント団体（以下「認定団体」という。）として認定することができる。

(1) エリアマネジメントを活動の目的とする民間団体であること。

(2) 特定の地域を対象としたエリアマネジメントを行う見込みがあること。

(3) エリアマネジメントを行う能力を持つ者その他必要な人員体制（原則、県が開催するエリアマネジメント実践塾参加者を構成員に含めること。）を有していること。

(4) エリアマネジメントを行うために必要な経済的基礎を有すること。

(5) エリアマネジメントを計画的かつ継続的に行う見込みがあること。

(6) 市町及び地縁団体等とエリアビジョンを共有し、連携することができること。

(7) 団体又はその母体となる組織が活動区域に拠点を有すること、又は開設する見込みがあること。

(8) 団体又はその母体となる組織が活動区域でまちづくり活動の実績があること。

2 知事は、前項の認定（以下この条及び第8条において「団体認定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、兵庫県エリアマネジメント団体認定委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、団体認定をしたときは、当該申請者に対し認定証（様式第3号）を交付し、市町長に対し通知書（様式第3号の2）により通知するとともに、必要事項を公表するものとする。

4 団体認定の期間は、認定の日からその日の属する年度を含む5回目の3月末日までとする。

（認定団体の業務）

第5条 認定団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 活動区域内の空き家等の状況把握
- (2) 地域との連携によるエリアビジョンの作成又は更新
- (3) エリアビジョンを踏まえた空き家等の再生
- (4) 取組に関する積極的な広報
- (5) その他地域の活性化に資する活動

(名称等の変更)

第6条 認定団体は、次に掲げる事項に変更があった場合は、名称等変更届出書（様式第4号）により、市町長を経由して、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地
- (4) 連絡先
- (5) その他知事が必要と認める事項

(実績報告等)

第7条 認定団体は、毎年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）、当該年度末から30日を経過する日までに、市町長を経由して、次に掲げる事項を記載した実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1) エリアマネジメントの取組に係る実施状況を記した書類
- (2) エリアマネジメント団体に係る収支状況を記した書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、認定団体に対し、期限を定め、報告を求めることができる。

3 知事は、前2項の報告を受けた場合において、その内容が認定申請の内容と著しく異なるとき、エリアマネジメントの実施において重大な法令違反の事実を認めたときその他著しく不適当であると認める事項が確認されたときは、当該認定団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、団体認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定による報告をしないとき。

(2) 前条第3項の規定による必要な措置を講じないとき。

(3) 偽りその他不正の手段により団体認定を受けたことが判明したとき。

(4) やむを得ない事情により活動継続困難等になった認定団体からの申出があったとき。

2 知事は、前項第1号から第3号までに掲げる事由により団体認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、兵庫県エリアマネジメント団体認定委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、前項に規定する事由により団体認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

4 第1項の規定による団体認定の取消しによって、県又は認定団体であった団体に損失が生じたときは、その損失は、当該団体側の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月22日から施行する。